

魚津市告示第109号

魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱の一部改正について

魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱（令和6年魚津市告示第179号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条—第12条 （略） 様式第 1 号—様式第 4 号 （略） 様式第 5 号（第 8 条関係） 【別記 1】 様式第 6 号（第 8 条関係） 【別記 2】 様式第 7 号 （略） 様式第 8 号（第10条関係） 【別記 3】	第 1 条—第12条 （略） 様式第 1 号—様式第 4 号 （略） 様式第 5 号（第 8 条関係） 【別記 1】 様式第 6 号（第 8 条関係） 【別記 2】 様式第 7 号 （略） 様式第 8 号（第10条関係） 【別記 3】

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

様

魚津市長

魚津市犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市犯罪被害者等支援金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 支援金の種類

2 支援金の額

円

※支援金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、支援金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

（１） 魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第 6 条各号のいずれかに該当していると判明したとき

（２） 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき

※市長が支援金の返金を求めたときは、市長が定める日までに支援金を返還しなければなりません。

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

様

魚津市長



魚津市犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市犯罪被害者等支援金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 支援金の種類

2 支援金の額

円

※支援金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、支援金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

（１） 魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第 6 条各号のいずれかに該当していると判明したとき

（２） 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき

※市長が支援金の返金を求めたときは、市長が定める日までに支援金を返還しなければなりません。

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 年 月 日
号

様

魚津市長

魚津市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市犯罪被害者等支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第 6 号（第 8 条関係）

第
年

月

号
日

様

魚津市長



魚津市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市犯罪被害者等支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第 8 号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

魚津市長

魚津市犯罪被害者等支援金支給取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定通知した魚津市犯罪被害者等支援金について、魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第10条第 1 項の規定に基づき、犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象支援金の種類
- 3 取消対象支給額
- 4 取消事由
 - （ 1 ） 要綱第10条第 1 項第 1 号に該当したため
（要綱第 6 条第 号に該当）
 - （ 2 ） 要綱第10条第 1 項第 2 号に該当したため

様式第 8 号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

魚津市長



魚津市犯罪被害者等支援金支給取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定通知した魚津市犯罪被害者等支援金について、魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第10条第 1 項の規定に基づき、犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象支援金の種類
- 3 取消対象支給額
- 4 取消自由
 - (1) 要綱第10条第 1 項第 1 号に該当したため
(要綱第 6 条第 号に該当)
 - (2) 要綱第10条第 1 項第 2 号に該当したため

附 則

この告示は、公表の日から施行する。